

学校園における臨時的任用職員（教育職員）等の 期末勤勉手当に係る取扱いの変更について（提案）

1 提案理由

地方公務員法の改正趣旨を踏まえ、令和2年4月1日以降に臨時的任用を行うにあたっては、新たな任期と前の任期との間の空白期間の有無を考慮することなく業務上必要な期間で任用を行うこととしたこと等に伴い、臨時的任用職員（教育職員に限る。以下「講師等」という。）の期末勤勉手当に係る特例的な取扱いを変更するものとする。

また、上記講師等の取扱いの変更に伴い、育児休業等任期付職員（教育職員に限る。以下「育休任期付講師等」という。）及び会計年度任用職員（習熟等担当講師に限る。以下「習熟講師」という。）の期末勤勉手当（習熟講師においては期末手当）に係る特例的な取扱いについても変更するものとする。

2 提案内容

大阪市の期末勤勉手当の制度上、調査対象期間は『引き続いた在職期間』である必要があるが、講師等については、いわゆる1日空白期間を設けた任用を行うことが通例であるという特殊性から、本市制度の特例的な取扱いとして、調査対象期間を『引き続いた在職期間』ではなく『在職期間』としていた。さらに、この講師等の特例的な取扱いに準じて、育休任期付講師等及び習熟講師についても同様の取扱いとしていた。

しかし、令和2年4月1日以降、いわゆる1日空白期間を設ける任用を行わず必要な期間で任期を定める等の、任用期間に関する取扱いの変更を踏まえ、上記特例的な取扱いを改め、調査対象期間を『引き続いた在職期間』とする。

3 実施時期

令和2年12月2日